

国の留保からの配分等について

令和7年12月
水産庁

1 現行制度の概要

特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）を除く。）の漁獲可能量及びその配分の変更のうち、以下に掲げるものについては、行政庁の恣意性のない機械的な変更として、各管理年度の開始前に水産政策審議会の了承を得ておき、事後報告で対応する運用としている。

- (1) さんま、まあじ、まいわし各資源、するめいか並びにまさば及びごまさば各資源
資源管理基本方針別紙2に定めた方法（いわゆる「75%ルール」）に則り行う、国の留保から
の配分に伴う数量の変更
- (2) さんま、まあじ、まいわし対馬暖流系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、並びにずわ
いがに日本海系群A海域
資源管理基本方針別紙2に基づき、配分を受ける者（数量を明示した都道府県及び大臣
管理区分に限る。）の間の合意による数量を用いた国の留保からの配分に伴う数量の変更
- (3) 融通が行われ得る特定水産資源（鯨類を除く。）
特定水産資源の漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領（令和2年12
月1日付水産庁資源管理部長通知、令和7年10月22日最終改正。）に則り都道府県間又は
大臣管理区分と都道府県との間、するめいかにあってはこれらに加え、大臣管理区分間で
行う、融通に伴う数量の変更
- (4) まいわし太平洋系群並びにまさば及びごまさば太平洋系群
資源管理基本方針別紙2に基づき、大中型まき網漁業に係る漁獲割当管理区分の漁獲可
能期間の終了に伴い確定した大臣管理漁獲可能量の未利用分の国の留保への繰り入れ及び
国の留保からの大中型まき網漁業に係る総量管理区分への追加配分に伴う数量の変更
- (5) さんま
資源管理基本方針別紙2に基づき、北太平洋さんま漁業に係る総量管理区分の漁獲可能
期間の終了に伴い確定した大臣管理漁獲可能量の未利用分の北太平洋さんま漁業に係る漁
獲割当管理区分への追加配分に伴う数量の変更

(6) すけとうだら太平洋系群

資源管理基本方針別紙2に基づき、資源評価対象海域外からのものと推定される資源の大量来遊が発生したと見なす要件に合致した場合に行う、1万トンの漁獲可能量の追加等（いわゆる「大量来遊ルール」）に伴う数量の変更

(7) すけとうだら日本海北部系群

資源管理基本方針別紙2に基づき、管理年度の終了に伴い確定した漁獲可能量の未利用分を、当該管理年度の当初の漁獲可能量の合計の5%を上限に翌管理年度に繰り越すこととし、数量明示区分毎の未利用分の数量の比率を用いて各数量明示区分に比例配分することに伴う数量の変更

(8) 鯨類

- ①配分を受ける者の間の合意による数量を用いた国の留保からの配分に伴う数量の変更
- ②融通に伴う数量の変更

2 数量変更の内容

前回報告を行った第141回資源管理分科会（令和7年11月5日開催）以降、上記1に該当する数量の変更を行ったので報告する。

1 (1) に該当 ※75%ルールによる国の留保からの追加配分

まいわし太平洋系群（令和7年管理年度）

年月日	管理区分等	変更前数量 (トン)	変更後数量 (トン)	増減 (トン)	備考
令和7年11月11日	三重県	16,400	17,400	1,000	別添※1
	国の留保	46,100	45,100	-1,000	
令和7年11月12日	宮崎県	18,300	19,300	1,000	別添※2
	国の留保	45,100	44,100	-1,000	
令和7年11月21日	三重県	17,400	19,400	2,000	別添※3
	国の留保	44,100	42,100	-2,000	

するめいか（令和7年管理年度）

年月日	管理区分等	変更前数量 (トン)	変更後数量 (トン)	増減 (トン)	備考
令和7年11月6日	北海道	2,600	3,300	700	別添※4
	国の留保	5,700	5,000	-700	

まさば及びごまさば太平洋系群（令和7年管理年度）

年月日	管理区分等	変更前数量 (トン)	変更後数量 (トン)	増減 (トン)	備考
令和7年11月12日	北海道	8,600	12,900	4,300	別添※5
	国の留保	48,700	44,400	-4,300	
令和7年12月2日	北海道	12,900	17,200	4,300	別添※6
	国の留保	44,400	40,100	-4,300	

1(2)に該当　※関係者合意による国の留保からの追加配分

まさば及びごまさば対馬暖流系群（令和7年管理年度）

年月日	管理区分等	変更前数量 (トン)	変更後数量 (トン)	増減 (トン)
令和7年11月17日	石川県	7,800	8,800	1,000
	島根県	20,500	22,900	2,400
	山口県	2,600	2,900	300
	長崎県	36,900	41,200	4,300
	鹿児島県	9,700	10,900	1,200
	大中型まき網漁業	95,200	106,300	11,100
	国の留保	28,300	8,000	-20,300

1(3)に該当　※大臣管理区分と都道府県との間で行う融通に伴う数量の変更

するめいか（令和7年管理年度）

年月日	管理区分等	変更前数量 (トン)	変更後数量 (トン)	増減 (トン)
令和7年11月25日	北海道	3,698	3,898	200
	大中型まき網漁業	986	786	-200

1 (4) に該当 ※未利用分の国の留保への繰り入れ及び国の留保からの追加配分

まいわし太平洋系群（令和7年管理年度）

年月日	管理区分等	変更前数量 (トン)	変更後数量 (トン)	増減 (トン)
令和7年11月7日	大中型まき網漁業 (総量)	237,400	296,578	59,178
	大中型まき網漁業 (漁獲割当て)	243,600	157,322	-86,278
	国の留保	19,000	46,100	27,100

(以上)

【別添】

○まいわし太平洋系群（別紙1）

	管理区分等	基準日	当初の数量	変更前の数量	国留保からの配分量（注：千トン未満切り上げ）	変更後の数量
※ 1	三重県	10月31日（漁獲量の総量の変更前の数量に占める割合が85%を越えた日）	10,900トン	16,400トン	<p>◎選択肢 1：期間予測漁獲量（①から③までに定める値の合計）と変更前の数量との差 ①漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前月までの漁獲実績の値（12,586トン） ②日割りによって計算した基準日の9日前から基準日までの1日当たりの漁獲実績の値に、基準日の属する月の日数を乗じて得た値（2,227トン） ③来遊状況の特異性を表す比率が1以上のために（1.33）、基準日の属する月の翌月の過去5年間の漁獲実績の値のうち上位3年間の漁獲実績の値を平均した値にその率（1.33）を乗じて得た値（851トン） →期間予測漁獲量：15,663トン</p> <p>◎選択肢 2：期間予測漁獲量（④と⑤に定める値の合計）と変更前の数量との差 ④漁獲可能期間の開始日から基準日までの漁獲実績の値（13,968トン） ⑤日割りによって計算した基準日の9日前から基準日までの1日当たりの漁獲実績の値に、45を乗じて得た値（3,233トン） →期間予測漁獲量：17,201トン</p> <p>追加配分の上限（当初配分の数量） 10,900トン</p>	17,400トン
※ 2	宮崎県	11月 7日（漁獲量の総量の変更前の数量に占める割合が80%を越えた日）	9,300トン	18,300トン	<p>◎選択肢 1：期間予測漁獲量（①から③までに定める値の合計）と変更前の数量との差 ①漁獲可能期間の開始日から基準日の9日前から基準日までの1日当たりの漁獲実績の値（14,456トン） ②日割りによって計算した基準日の9日前から基準日までの1日当たりの漁獲実績の値に、基準日の属する月の日数を乗じて得た値（2,810トン） ③来遊状況の特異性を表す比率が1以上のために（1.51）、基準日の属する月の翌月の過去5年間の漁獲実績の値のうち上位3年間の漁獲実績の値を平均した値にその率（1.51）を乗じて得た値（1,163トン） →期間予測漁獲量：18,430トン</p> <p>◎選択肢 2：期間予測漁獲量（④と⑤に定める値の合計）と変更前の数量との差 ④漁獲可能期間の開始日から基準日までの漁獲実績の値（14,858トン） ⑤日割りによって計算した基準日の9日前から基準日までの1日当たりの漁獲実績の値に、45を乗じて得た値（4,215トン） →期間予測漁獲量：19,073トン</p> <p>追加配分の上限（当初配分の数量） 9,300トン</p>	19,300トン
※ 3	三重県	11月14日（漁獲量の総量の変更前の数量に占める割合が85%を越えた日）	10,900トン	17,400トン	<p>◎選択肢 1：期間予測漁獲量（①から③までに定める値の合計）と変更前の数量との差 ①漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前月までの漁獲実績の値（13,968トン） ②日割りによって計算した基準日の9日前から基準日までの1日当たりの漁獲実績の値に、基準日の属する月の日数を乗じて得た値（2,554トン） ③来遊状況の特異性を表す比率が1以上のために（1.21）、基準日の属する月の翌月の過去5年間の漁獲実績の値のうち上位3年間の漁獲実績の値を平均した値にその率（1.21）を乗じて得た値（380トン） →期間予測漁獲量：16,903トン</p> <p>◎選択肢 2：期間予測漁獲量（④と⑤に定める値の合計）と変更前の数量との差 ④漁獲可能期間の開始日から基準日までの漁獲実績の値（14,850トン） ⑤日割りによって計算した基準日の9日前から基準日までの1日当たりの漁獲実績の値に、45を乗じて得た値（3,831トン） →期間予測漁獲量：18,681トン</p> <p>追加配分の上限（当初配分の数量） 10,900トン</p>	19,400トン

・実際に採用された数量を赤枠で示す。

	管理区分等	基準日	当初の数量	変更前の数量	国 の 留保から の 配分量 (注 : 百トン未満切り上げ)	変更後 の 数量
※4	北海道	10月30日 (漁獲量の総量の 変更前の数量に占める割合が 80%を越えた日)	1,300トン	2,600トン	<p>◎選択肢1：期間予測漁獲量（①から③までに定める値の合計）と変更前の数量との差</p> <p>①漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前月までの漁獲実績の値（1,631トン） ②日割りによって計算した基準日の9日前から基準日までの1日当たりの漁獲実績の値 に、基準日の属する月の日数を乗じて得た値（757トン） ③来遊状況の特異性を表す比率が1以上のために（1.96）、基準日の属する月の翌月の過去 5年間の漁獲実績の値のうち上位3年間の漁獲実績の値を平均した値にその率（1.96）を 乗じて得た値（1,235トン） →期間予測漁獲量：3,623トン</p>	1,100トン

・実際に採用された数量を赤枠で示す。

650トン

5,000トン

3,300トン

1,000トン

○まさば及びごまさば太平洋系群（別紙3）

	管理区分等	基準日	当初の数量	変更前の数量	国からの配分量（注：千トン未満切り上げ）	変更後の数量
※ 5	北海道	10月31日（漁獲量の総量の 変更前の数量に占める割合 が75%を越えた日）	8,600トン	(当初と同じ)	<p>①漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前までの漁獲実績の値（4,911トン）</p> <p>②日割りによつて計算した基準日の9日前から基準日までの1日当たりの漁獲実績の値に、基準日 の属する月の日数を乗じて得た値（907トン）</p> <p>③来遊状況の特異性を表す比率が1以上そのため（1.07）、基準日の属する月の翌月の過去5年間の 漁獲実績の値のうち上位3年間の漁獲実績の値を平均した値にその率（1.07）を乗じて得た値 (9,175トン)</p> <p>→期間予測漁獲量：14,993トン</p> <p>④漁獲可能期間の開始日から基準日までの漁獲実績の値（6,452トン）</p> <p>⑤日割りによつて計算した基準日の9日前から基準日までの1日当たりの漁獲実績の値に、45を乗 じて得た値（1,316トン）</p> <p>→期間予測漁獲量：7,768トン</p>	7,000トン 12,900トン
					追加配分の上限（当初配分の半分の数量） ⑥選択肢1：期間予測漁獲量（①から③までに定める値の合計）と変更前の数量との差 ⑦漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前までの漁獲実績の値（6,481トン） ⑧日割りによつて計算した基準日の9日前から基準日までの1日当たりの漁獲実績の値に、基準日 の属する月の日数を乗じて得た値（9,271トン） ⑨来遊状況の特異性を表す比率が1以上そのため（1.01）、基準日の属する月の翌月の過去5年間の 漁獲実績の値のうち上位3年間の漁獲実績の値を平均した値にその率（1.01）を乗じて得た値 (8,435トン) →期間予測漁獲量：24,187トン	-1,000トン 4,300トン 12,000トン 17,200トン
※ 6	北海道	11月28日（漁獲量の総量の 変更前の数量に占める割合 が75%を越えた日）	8,600トン	12,900トン	<p>⑩選択肢2：期間予測漁獲量（④と⑤に定める値の合計）と変更前の数量との差 ⑪漁獲可能期間の開始日から基準日までの漁獲実績の値（11,730トン） ⑫日割りによつて計算した基準日の9日前から基準日までの1日当たりの漁獲実績の値に、45を乗 じて得た値（13,906トン） →期間予測漁獲量：25,636トン</p> <p>追加配分の上限（当初配分の半分の数量）</p>	13,000トン 4,300トン

・実際に采用された数量を赤枠で示す。

別紙2-6 まいわし太平洋系群（抄）

第1～第5 (略)

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1～3 (略)

4 国の留保からの配分について

国の留保分については、各都道府県及び大臣管理区分（漁獲割当てによる管理を行う大臣管理区分を除く。）に対して、次の(1)から(3)までに定めるところにより配分する。ただし、管理年度の末日までに国の留保分が不足すると見込まれる場合又は国際交渉上支障がある場合には、この限りでない。

また、管理年度の5月末日までに国の留保から配分する数量の総計の上限は、当該管理年度における当初の留保の数量の12分の5とする。

(1) 配分の時期及びその方法

次の①又は②に掲げる日（(2)において「基準日」という。）のいずれかを経過した場合には、それぞれ当該①又は②に定める数量を配分する。

① 一の都道府県（数量を明示したものに限る。）における漁獲量の総量の当該都道府県別漁獲可能量に占める割合が75パーセント、80パーセント、85パーセント若しくは90パーセントを超えた日又は当該都道府県別漁獲可能量と当該都道府県における当該管理年度の漁獲量の総量との差が1千トンを下回った日（国の留保からの配分を行った時点で、当該管理年度の漁獲量の総量の当該都道府県別漁獲可能量に占める割合が既に75パーセントを超えていた場合又は当該都道府県別漁獲可能量と当該都道府県における当該管理年度の漁獲量の総量との差が既に1千トンを下回っている場合にあっては、当該配分を行った日）

（2）に定める期間予測漁獲量と当該都道府県別漁獲可能量との差又は当該管理年度における当初の都道府県別漁獲可能量のうちいずれか小さい数量

② 大臣管理区分（数量を明示したものに限る。）における漁獲量の総量の当該大臣管理漁獲可能量に占める割合が75パーセント、80パーセント、85パーセント若しくは90パーセントを超えた日又は当該大臣管理漁獲可能量と当該大臣管理区分における当該管理年度の漁獲量の総量との差が1千トンを下回った日（国の留保からの配分を行った時点で、当該管理年度の漁獲量の総量の当該大臣管理漁獲可能量に占める割合が既に75パーセントを超えていた場合又は当該大臣管理漁獲可能量と当該大臣管理区分における当該管理年度の漁獲量の総量との差が既に1千トンを下回っている場合にあっては、当該配分を行った日）

（2）に定める期間予測漁獲量と当該大臣管理漁獲可能量との差又は当該管理年度における当初の大蔵管理漁獲可能量のうちいずれか小さい数量

(2) 期間予測漁獲量の算出式

期間予測漁獲量は、次の①から③までに掲げる期間の区分に応じて、当該①から③までに定める値を加えた値又は次の④及び⑤に掲げる期間の区分に応じて、当該④及び⑤に定める値を加えた値のうち、いずれか大きい値により算出する。

① 当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前月までの漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前月までの漁獲実績の値

② 基準日の属する月

日割りによって計算した基準日の9日前から基準日までの1日当たりの漁獲実績の値に、基準日の属する月の日数を乗じて得た値

③ 基準日の属する月の翌月

次のア又はイに掲げる場合の区分に応じて、当該ア又はイに定める値

ア 特異率（当該漁期の来遊状況の特異性を表す比率であって、①に定める漁獲実績の値を、①に掲げる期間と同じ期間の過去5年間の漁獲実績の値のうち月ごとに上位3年間の漁獲実績の値を平均した値で除して算出する。ア及びイにおいて同じ。）が1以上の場合

当該基準日の属する月の翌月の過去5年間の漁獲実績の値のうち上位3年間の漁獲実績の値を平均した値に当該特異率を乗じて得た値

イ 特異率が1未満の場合

当該基準日の属する月の翌月の過去5年間の漁獲実績の値のうち上位3年間の漁獲実績の値を平均した値

④ 当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日まで 漁獲可能期間の開始日から基準日までの漁獲実績の値

⑤ 基準日の翌日から45日間 日割りによって計算した基準日の9日前から基準日までの1日当たりの漁獲実績の値に、45を乗じて得た値

(3) (1)に定める場合のほか、農林水産大臣が必要と認める場合に配分する。

5 (略)

第7～第9 (略)

別紙2-12 するめいか (抄)

第1～第5 (略)

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1～3 (略)

4 国の留保からの配分について

国の留保分については、次の(1)から(4)までに定めるところにより配分する。

管理年度の8月末日までに国の留保から配分する数量の総計の上限は、当該管理年度における当初の国の留保の数量の半分とする（第4の4の(1)のただし書に基づき漁獲可能量の変更を行った場合にあっては、当該上限は適用しない。）。

ただし、管理年度の末日までに国の留保分が不足すると見込まれる場合には、この限りでない。

(1) 配分の時期及びその方法

一の都道府県又は一大臣管理区分（数量を明示したものに限る。以下4において同じ。）において次の①又は②に掲げる日（(2)において「基準日」という。）を経過した場合には、都道府県にあっては(2)に定める期間予測漁獲量と当該都道府県別漁獲可能量との差又は当該管理年度における当初の当該都道府県別漁獲可能量の半分の数量のうちいずれか小さい数量を、大臣管理区分にあっては(2)に定める期間予測漁獲量と当該大臣管理漁獲可能量との差又は当該管理年度における当初の当該大臣管理漁獲可能量の半分の数量のうちいずれか小さい数量を配分する。

① 漁獲量の総量の当該都道府県別漁獲可能量又は当該大臣管理漁獲可能量に占める割合が75パーセント、80パーセント、85パーセント若しくは90パーセントを超えた日

② 国の留保から配分を行った時点において、当該管理年度の漁獲量の総量の当該都道府県別漁獲可能量又は当該大臣管理漁獲可能量に占める割合が既に75パーセントを超えている場合にあっては、当該配分を行った日

(2) 期間予測漁獲量の算出式

期間予測漁獲量は、次の①から③までに掲げる期間の区分に応じて、当該①から③までに定める値を加えた値又は次の④及び⑤に掲げる期間の区分に応じて、当該④及び⑤に定める値を加えた値のうち、いざれか大きい値により算出する。

① 当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前月までの漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前月までの漁獲実績の値

② 基準日の属する月

日割りによって計算した基準日の9日前から基準日までの1日当たりの漁獲実績の値に、基準日の属する月の日数を乗じて得た値

③ 基準日の属する月の翌月

次のア又はイに掲げる場合の区分に応じて、当該ア又はイに定める値

ア 特異率（当該漁期の来遊状況の特異性を表す比率をいい、①に定める漁獲実績の値を、①に掲げる期間と同じ期間の過去5年間の漁獲実績の値のうち月ごとに上位3年間の漁獲実績の値を平均した値で除して得た値とする。イにおいて同じ。）が1以上の場合

当該基準日の属する月の翌月の過去5年間の漁獲実績の値のうち上位3年間の漁獲実績の値を平均した値に当該特異率を乗じて得た値

イ 特異率が1未満の場合

当該基準日の属する月の翌月の過去5年間の漁獲実績の値のうち上位3年間の漁獲実績の値を平均した値

- ④ 当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日まで
漁獲可能期間の開始日から基準日までの漁獲実績の値
 - ⑤ 基準日の翌日から 45 日間
日割りによって計算した基準日の 9 日前から基準日までの 1 日当たりの漁獲実績
の値に、45 を乗じて得た値
- (3) 一の都道府県又は一の大臣管理区分であって(2)に定める期間予測漁獲量を速やかに
算出できないものにおいて次の①又は②に掲げる日を経過した場合には、都道府県に
あっては当該管理年度における当初の当該都道府県別漁獲可能量の 25 パーセントの数
量を、大臣管理区分にあっては当該管理年度における当初の当該大臣管理漁獲可能量
の 25 パーセントの数量を配分する。
- ① 漁獲量の総量の当該都道府県別漁獲可能量又は当該大臣管理漁獲可能量に占める
割合が 75 パーセントを超えた日
 - ② 国の留保から配分を行った時点において、当該管理年度の漁獲量の総量の当該都
道府県別漁獲可能量又は当該大臣管理漁獲可能量に占める割合が既に 75 パーセント
を超えている場合にあっては、当該配分を行った日
- (4) (1)及び(3)に定める場合のほか、農林水産大臣が必要と認める場合に配分する。

第 7 ~ 第 9 (略)

別紙2-15 まさば及びごまさば太平洋系群(抄)

第1～第5 (略)

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1～3 (略)

4 国の留保からの配分について

国の留保分については、1(3)の規定に基づく配分のほか、各都道府県及び大臣管理区分(第5の1のまさば及びごまさば太平洋系群大中型まき網漁業(漁獲割当てによる管理を行う管理区分)を除く。ただし、令和7管理年度から令和9管理年度においては、当該大臣管理区分を含む。)に対して、次の(1)から(3)までに定めるところにより配分する。

管理年度の12月末日までに国の留保から配分する数量の総計の上限は、当該管理年度における当初の国の留保の数量の半分とする。

ただし、管理年度の末日までに国の留保分が不足すると見込まれる場合又は国際交渉上支障がある場合には、この限りでない。

(1) 配分の時期及びその方法

次の①又は②に掲げる日((2)において「基準日」という。)のいずれかを経過した場合には、それぞれ当該①又は②に定める数量を配分する。

① 一の都道府県(数量を明示したものに限る。)における漁獲量の総量(漁獲割当てによる管理を行う知事管理区分の漁獲量を除く。ただし、令和7管理年度から令和9管理年度においては、当該知事管理区分の漁獲量を含む。)の当該都道府県別漁獲可能量(漁獲割当てによる管理を行う知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量を除く。ただし、令和7管理年度から令和9管理年度においては、当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量を含む。以下この別紙において同じ。)に占める割合が75パーセント、80パーセント、85パーセント若しくは90パーセントを超えた日又は当該都道府県別漁獲可能量と当該都道府県における当該管理年度の漁獲量の総量との差が1千トンを下回った日(国の留保からの配分を行った時点で、当該管理年度の漁獲量の総量の当該都道府県別漁獲可能量に占める割合が既に75パーセントを超えている場合又は当該都道府県別漁獲可能量と当該都道府県における当該管理年度の漁獲量の総量との差が既に1千トンを下回っている場合にあっては、当該配分を行った日)

(2)に定める期間予測漁獲量と当該都道府県別漁獲可能量との差又は当該管理年度における当初の当該都道府県別漁獲可能量の半分の数量のうちいずれか小さい数量

② 一の大臣管理区分(数量を明示したものに限る。)における漁獲量の総量の当該大臣管理漁獲可能量に占める割合が75パーセント、80パーセント、85パーセント若しくは90パーセントを超えた日又は当該大臣管理漁獲可能量と当該大臣管理区分における当該管理年度の漁獲量の総量との差が1千トンを下回った日(国の留保からの配分を行った時点で、当該管理年度の漁獲量の総量の当該大臣管理漁獲可能量に占める割合が既に75パーセントを超えている場合又は当該大臣管理漁獲可能量と当該大臣管理区分における当該管理年度の漁獲量の総量との差が既に1千トンを下回っている場合にあっては、当該配分を行った日)

(2)に定める期間予測漁獲量と当該大臣管理漁獲可能量との差又は当該管理年度における当初の当該大臣管理漁獲可能量の半分の数量のうちいずれか小さい数量

(2) 期間予測漁獲量の算出式

期間予測漁獲量は、次の①から③までに掲げる期間の区分に応じて、当該①から③までに定める値を加えた値又は次の④及び⑤に掲げる期間の区分に応じて、当該④及び⑤に定める値を加えた値のうち、いずれか大きい値により算出する。

- ① 当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前月までの漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前月までの漁獲実績の値
- ② 基準日の属する月
日割りによって計算した基準日の9日前から基準日までの1日当たりの漁獲実績の値に、基準日の属する月の日数を乗じて得た値
- ③ 基準日の属する月の翌月
次のア又はイに掲げる場合の区分に応じて、当該ア又はイに定める値
 - ア 特異率（当該漁期の来遊状況の特異性を表す比率であって、①に定める漁獲実績の値を、①に掲げる期間と同じ期間の過去5年間の漁獲実績の値のうち月ごとに上位3年間の漁獲実績の値を平均した値で除して算出する。以下ア及びイにおいて同じ。）が1以上の場合
当該基準日の属する月の翌月の過去5年間の漁獲実績の値のうち上位3年間の漁獲実績の値を平均した値に当該特異率を乗じて得た値
 - イ 特異率が1未満の場合　当該基準日の属する月の翌月の過去5年間の漁獲実績の値のうち上位3年間の漁獲実績の値を平均した値
- ④ 当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日までの漁獲可能期間の開始日から基準日までの漁獲実績の値
- ⑤ 基準日の翌日から45日間　日割りによって計算した基準日の9日前から基準日までの1日当たりの漁獲実績の値に、45を乗じて得た値

(3) (1)に定める場合のほか、農林水産大臣が必要と認める場合に配分する。

5 (略)

第7～第9 (略)